

事後審査型一般競争入札公告共通事項書 (価格競争)

第1 本書で定める事項は、熊本県警察本部が価格競争により実施する事後審査型条件付一般競争入札について適用する。

第2 書面による入札参加

電子入札システムを利用して行う入札に、書面による入札により参加しようとする者（電子入札システムの利用者登録を行った者に限る。）は、熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準の規定により、あらかじめ、県に紙入札移行承認願を提出し、承認を受けなければならない。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

- 1 競争入札に参加する者は、入札の期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - （2）熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号。）第2条第1項の規定に基づき、入札公告に示す許可業種に係る入札参加者資格の認定を受けていること。
 - （3）入札公告に示す許可業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
 - （4）熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年熊本県告示第243号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
 - （5）手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
 - （6）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、（2）に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
 - （7）入札公告に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、以下のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- （8）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。

（ア）会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（以下「親会社」という。）と同法第2条第3号の2に規定する子会社等（以下「子会社」という。）の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、（ア）については、会社等の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる

者をいい、事業主を含む。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(役員には、監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないとされている取締役を除く。以下同じ)

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第64条第2項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 入札公告に示す許可業種について、入札公告に示す格付等級の認定を受けているか、経営事項審査の総合評定値(審査基準日が入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属するもので直近のもの)が入札公告に示す要件を満たしていること。

(10) 営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。

なお、「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所(入札公告に示す許可業種に係る建設業の許可を有するものに限る。)をいう。「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表又は別紙二に示された「主たる営業所」をいい、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所で、通常は本社、本店を指す。

2 入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、入札公告に示す施工実績、配置予定技術者に関する事項及びその他の条件をすべて満たさなければならない。

(1) 配置予定技術者に関する事項に施工経験が求められている場合は、配置予定技術者の施工経験が、工期から工事の全部中止の期間、余裕期間及び請負契約の工事完成の時期より前に工事完成通知書(しゅん工届)を提出した日から請負契約の工事完成の時期までの期間を除く期間(以下「実工期」という。)の2分の1を超える従事期間であること。

ただし、工期が1年を超える工事にあつては、配置予定技術者の施工経験が、実工期のうち6か月を超える従事期間であること。

なお、橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作がある工事においては、工場製作の配置予定技術者と現場施工の配置予定技術者が同一でない場合は、各配置予定技術者の施工経験が、工期のうちそれぞれの配置期間における実工期の2分の1を超える従事期間であること。

(2) 配置予定技術者は、施工中の他の工事に従事していないことを原則とするが、他の工事に従事している場合は、当該工事の現場施工に着手する日の前に他の工事の検査及び引渡し完了しているその他の事由により、確実に当該工事に従事できる見込みであればよい。

(3) 配置予定技術者については、法第7条第2号(特定建設業許可を有する者にあつては同法第15条第2号)の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者(営業所専任技術者)でない者とする。ただし、入札公告に示す工事が、以下のアからウのすべての要件を満たす場合又は配置予定技術者につき建設業法第26条の5に該当するものとして、営業所技術者等との兼務を行う予定である場合は、この限りでない。

ア 請負金額が建設業法施行令第27条第1項に掲げる金額未満の場合

イ 勤務する営業所において請負契約が締結された場合

ウ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取りうる体制にある場合

3 入札後に競争参加資格を満たさなくなったとき(法第26条第3項の規定により同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときを含む。)は、直ちにその旨の申し出を行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらずその旨の申し出を行わなかった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

第4 競争参加資格確認申請に必要な申請方法及び書類

競争入札に参加しようとする者は、入札公告文にURLを示した電子申請システムLOGOフォーム（以下、「LOGOフォーム」という。）により、必要事項を入力し、提出書類をアップロードの上、入札公告に示した競争参加資格確認申請書等の提出期限までに申請しなければならない。

- 1 競争入札に参加しようとする者は、LOGOフォームにより以下の事項を入力すること。

入力事項 (LOGOフォームでの 質問項目)	内容に関する留意事項
会社情報	商号又は名称(会社名)、住所(会社所在地)、電話番号、代表者氏名、担当者氏名、担当者部署名、担当者メールアドレスを記入する。

- 2 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ただし、提出書類については、LOGOフォームにより、該当の質問項目の中で、必ず指定のファイル名、PDF形式でアップロードして提出しなければならない。（一つの添付ファイルの容量上限は10MB。1回の申請全体の添付ファイルの容量上限は約100MB。）

一つの評価項目に複数の提出資料を提出する場合においても、一つのファイルにまとめて提出すること。

ファイル名は会社名及び評価項目を付して添付すること。

（提出資料のファイル名の例：〇〇建設__許可申請書の別表）

提出書類 (LOGOフォームでの 質問項目)	内容に関する留意事項
経営規模等評価結果通知書兼総合評価値通知書の写し	(1) LOGOフォームへのアップロード 質問項目「経営規模等評価結果通知書兼総合評価値通知書の写し」に添付すること。 (提出資料のファイル名の例：〇〇建設__経営規模等評価結果通知書) (2) 書類の詳細及び留意事項 入札公告に示す許可業種について、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けていることが分かる、経営規模等評価結果通知書兼総合評価値通知書（直近のもの）の写し
(別記様式2) 同種工事の施工実績調書及び添付資料	(1) LOGOフォームへのアップロード 質問項目「(別記様式2)同種工事の施工実績調書及び添付資料」に添付すること。 (提出資料のファイル名の例：〇〇建設__別記様式2) (2) 書類の詳細及び留意事項 同種工事の施工実績調書(別記様式2)及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類(入札公告に示す施工実績に関する事項が「なし」の場合は、提出不要とする。) 工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。件数は、入札公告に特別な定めがない限り、各1件とする。 日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験とする。 一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」(以下「CORINS」という。)に登録されている処理区分が竣工登録である登録内容確認書(以下「竣工時登録内容確認書」という。)の写し。 ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣

	工事登録内容確認書に代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、共同企業体協定書の写しを含む。） その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し等）
（別記様式３－１） 配置予定技術者の資格及び施工経験調書並びに添付資料	（１）LOGOフォームへのアップロード 質問項目「（別記様式３－１）配置予定技術者の資格及び施工経験調書並びに添付資料」に添付すること。 ア 配置予定技術者を１名申請する場合 ・会社名及び評価項目をファイル名に付して提出すること。 （ファイル名の例：〇〇建設__別記様式３－１） ・１つの評価項目に複数の提出資料を提出する場合においても、１つのPDFファイルにまとめて提出すること。 イ 配置予定技術者を複数申請する場合 ・１つの評価項目で技術者ごとに１つのPDFファイルとし、全ての技術者の資料（PDFファイル）をZIPファイルにまとめて提出すること。 ・技術者ごとのPDFファイル名は、会社名、評価項目に加えて、配置予定技術者の氏名をファイル名に付して提出すること。ZIPファイル名については、会社名、評価項目を付して提出すること。 （PDFファイル名の例：〇〇建設__別記様式３－１__熊本太郎、〇〇建設__別記様式３－１__熊本次郎） （ZIPファイル名の例：〇〇建設__（別記様式３－１） （２）書類の詳細及び留意事項 配置予定技術者の資格及び施工経験調書（別記様式３－１）及びその記載内容を証するため必要な次に掲げる書類（入札公告に示す施工経験が「なし」の場合は、「工事名称等」及び「工事概要」欄は記載不要とする。） 工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。件数は、入札公告に特別な定めがない限り、各１件とする。 日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験とする。 ア CORINSに登録されている竣工時登録内容確認書の写し。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時登録内容確認書に代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、共同企業体協定書の写しを含む。）及び現場代理人・主任（監理）技術者通知書の控の写し また、担当技術者として従事し、CORINSの竣工時登録内容確認書で確認できない場合は、当該工事の施工体系図、組織図等配置予定技術者が当該工事に従事したことがわかる書類の写し その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等） イ 入札公告に掲げる資格等を有することを証する免許・資格等の写し、国土交通大臣の認定書の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し、卒業証書等の写し、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書等 ウ 申請書の提出期限の日以前３か月間の雇用関係を監理技術者資格者証の写しにより確認できない場合は、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通

	知書、雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、源泉徴収票の写し等（この証明に不必要な事項又は個人情報黒塗りすること。） エ 配置予定技術者が企業集団内の出向者である場合は、当該配置予定技術者に直接的かつ恒常的な雇用関係があるとして取り扱うことが可能であることを証する書類（「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」令和6年（2024年）3月26日付け国不建第291号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知参照）
（別記様式3-2） 特例監理技術者の配置を 予定している場合の確認 事項	（1）LOGOフォームへのアップロード 質問項目「（別記様式3-2）特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」に添付すること。 （提出資料のファイル名の例：〇〇建設__別記様式3-2） （2）書類の詳細及び留意事項 入札公告において特例監理技術者の配置が認められている工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、必要な要件を満たすことを確認するため、特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（別記様式3-2）を提出すること。この場合、監理技術者補佐に関する別記様式3-1及びそれに係るア～ウに掲げる書類の提出は不要とする。
（別記様式4） 配置予定技術者の他工事 の従事状況等調書及び添 付資料	（1）LOGOフォームへのアップロード 質問項目「（別記様式4）配置予定技術者の他工事の従事状況等調書及び添付資料」 ア 配置予定技術者を1名申請する場合 ・会社名及び評価項目をファイル名に付して提出すること。 （ファイル名の例：〇〇建設__別記様式4） ・1つの評価項目に複数の提出資料を提出する場合においても、1つのPDFファイルにまとめて提出すること。 イ 配置予定技術者を複数申請する場合 ・1つの評価項目で技術者ごとに1つのPDFファイルとし、全ての技術者の資料（PDFファイル）をZIPファイルにまとめて提出すること。 ・技術者ごとのPDFファイル名は、会社名、評価項目に加えて、配置予定技術者の氏名をファイル名に付して提出すること。ZIPファイル名については、会社名、評価項目を付して提出すること。 （PDFファイル名の例：〇〇建設__別記様式4__熊本太郎、〇〇建設__別記様式4__熊本次郎） （ZIPファイル名の例：〇〇建設__別記様式4） （2）書類の詳細及び留意事項 配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等調書（別記様式4）及びその記載内容が確認できる契約書の写し等（配置予定技術者が他の工事に従事していない場合は、提出不要とする。） また、配置予定技術者につき建設業法第26条第3項第1号又は同法第26条の5に該当するものとして、専任現場を兼任又は営業所技術者等との兼務を行う予定であるときは、備考欄にその旨付記すること。
（別記様式5） 役員及び株主（出資者）調 書	（1）LOGOフォームへのアップロード 質問項目「（別記様式5）役員及び株主（出資者）調書」に添付すること。 （提出資料のファイル名の例：〇〇建設__別記様式5）

上記のほか、入札公告において定める書類	(1) LOGOフォームへのアップロード 質問項目「上記のほか、入札公告において定める書類」に添付すること。 (提出資料のファイル名の例：〇〇建設△△(書類名)) 例) 入札公告に示す営業所の所在地が熊本県以外の地域を含む場合 ア 当該営業所の所在地を証するために必要な以下の書類 現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表又は別紙二の写し。ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し(別表又は第二面を含む。) イ 法第7条第2号(特定建設業許可を有する者にあつては同法第15条第2号)の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者(以下「営業所専任技術者」という。)でないことを証するために必要な次に掲げる書類 現在有効な建設業許可に係る許可申請書に添付されている専任技術者証明書の写し ただし、許可を受けた後に、営業所専任技術者に変更があった場合は、当該専任技術者証明書の写し又は変更届出書に添付されている専任技術者証明書の写し
----------------------------	---

3 提出書類の差し替えについて

競争入札に参加する者は、競争参加資格申請書の提出期限内であれば、提出書類の差し替えができる。その場合は、前回と同様に再度申請(必要事項の入力、資料のアップロード)すること。なお、再度申請した場合は、新しい方の申請内容が採用される。

再度申請する場合は、差し替えが必要な資料の数に関わらず、全ての必要事項を再度入力し、全ての資料を再度アップロードして提出しなければならない。

4 提出書類作成に係る留意事項

- (1) 2の(別記様式2)及び(別記様式3-1)については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載する。件数は、入札公告に特別な定めがない限り、各1件とする。
- (2) 2の(別記様式2)及び(別記様式3-1)については、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験とする。
- (3) 2の(別記様式3-1)の配置予定技術者の施工経験及び資格は、複数の技術者を記載することができる。

5 紙での申請による電子申請案件への参加

- (1) 電子申請試行対象入札において当初から又は手続きの途中から紙での申請に移行しようとする場合は、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに熊本県電子申請紙申請移行承認願(別記様式6)を入札公告に示す入札等担当部局に郵送又は持参により提出し、承認を得なければならない。
- (2) 入札参加者に次に該当する理由があると認められるときは、電子申請案件における紙での申請への移行を認めるものとする。
 - ア 入札参加者側のシステム障害により、電子申請の続行が不可能と認められる場合
 - イ その他県が必要と認める場合
- (3) 紙での申請が認められた場合は、(別記様式1)競争参加資格確認申請書とともに、2に掲げる提出書類を提出すること。

第5 申請書等の提出について

- 1 申請書等を期限までに適切に提出しない者は、落札者として決定されない。
- 2 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出書類は、返却しない。
- 4 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- 5 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 6 県は、提出書類を他の目的で提出者に無断で使用しない。

第6 設計図書の閲覧及び配付

設計図書は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により、閲覧及び配付を行う。

第7 質問書の提出及び回答

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により提出すること。
- 2 当該質問に対する回答は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧に供する。

第8 最低制限価格の設定

- 1 価格競争方式による入札については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設ける。そのため、最低制限価格に満たない入札価格を提示した者は失格とする。
- 2 最低制限価格は、落札者の決定後、入札結果とともに速やかに公表する。

第9 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第10 入札方法等

- 1 入札に参加する者は、電子入札システムにより、入札公告に示した入札期間中に入札すること。
書面による入札の場合は、入札書を紙入札移行承認願（県の承認印のあるもの）の写しとともに、入札公告に示した開札日時に、入札公告に示した場所へ持参すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は、1回とする。

第11 工事費内訳書の提出

- 1 入札に際しては、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- 2 電子入札システムによる入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を添付すること。書面による入札の場合は、入札書とともに、入札公告に示した開札日時に、入札公告に示した場所へ持参すること。

- 3 提出後の差替えについては、入札公告に示す入札・契約担当部局の承諾を得たうえで、入札公告に示した開札日時に入札公告に示した場所へ持参すること。
- 4 工事費内訳書の内容は、設計図書である工事数量総括表又は工事内訳書に記載する次に示す項目について、それぞれ対応する単位、数量、単価及び金額を全て記載すること。（様式自由）
 - （１）土木関係工事にあつては、工事数量総括表の工事区分、費目、工種、種別、細別に相当する全ての項目。
 - （２）建築関係工事にあつては、工事内訳書の種目、科目、中科目に相当する全ての項目。
 - （３）材料費、労務費、建退共制度の掛金、現場労働者の法定福利費の事業主負担額及び安全衛生経費（工事価格の内数として金額のみを記載する）。
- 5 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- 6 工事費内訳書の提出がない場合、又は以下に該当する場合は、入札を無効とする。
 - （１）工事名や事業名等が著しく相違しており、当該入札の工事内訳書と判断できないもの
 - （２）工事費内訳書の合計金額が入札金額と著しく異なるもの
 - （３）直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の金額のみ又は入札金額のみで作成されているもの
 - （４）値引き等、根拠のない減額等の項目が計上されているもの

参考：工事費内訳書確認事務処理要領

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/310580.pdf>

第12 開札及び落札保留

- 1 電子入札システムにより入札する者を除き、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- 2 開札後、電子入札システムにより入札した者に対し、落札保留通知を送付する。また、書面により入札した者に対しては、直ちに落札保留の旨を宣言する。

第13 入札の無効

熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）第8条に該当する入札、又は申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

第14 落札候補者の決定方法

- 1 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、第8の1により最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示した者を落札候補者とする。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定する。

なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に落札候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除き入札時における入札時刻、くじ番号を使用し、電子くじにより落札候補者を決定する。

第15 競争参加資格の確認、落札者の決定

- 1 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、落札候補者の競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を落札者決定通知書により入札参加者全員に通知する。
- 2 落札候補者の競争参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争参加資格確認通知書によりその旨を通知し、次に低い価格を提示した者から順に競争参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

第16 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで入札・契約担当部局において閲覧に供するとともに、入札情報公開サービスシステムに掲載する。

第17 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、知事に対して競争参加資格がないと認めた理由について、入札公告に示した期間内に、入札公告に示した場所へ、書面（様式は、熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱（平成14年熊本県告示第124号。以下「苦情処理要綱」という。）に定める別記様式1による。）により説明を求めることができる。
- 2 説明要求に対する回答は、入札公告に示した日までに書面により回答する。

第18 配置予定技術者

落札者は、第4の提出書類に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

なお、入札公告において技術者の専任を求められている場合は、当該技術者は専任の者としなければならない。工事現場における技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）による。

この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。技術者の変更が認められた場合は、原則として、第3の2に掲げる条件を満たす者であって、変更前に配置していた技術者が得た得点と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置しなければならない。

なお、やむを得ないと認められる場合を除き、配置予定技術者を当該工事現場に配置できない場合は、契約前にあつては、契約を締結せず、契約後にあつては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

第19 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、熊本県公共工事請負契約約款（平成8年熊本県告示第465号）によるものとする。

第20 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから5日以内に、苦情処理要綱に基づき苦情を申し立てることができる。

第21 その他

- 1 この共通事項書及び入札公告に記載する日時、日数、期間については、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する熊本県の休日を含まず、午前9時から午後5時まで（電子入札システムの利用時間は、午前6時から午前0時まで（入札期間の最終日の終了時刻を除く。））とする（入札情報公開サービスシステム掲載内容を除く。）。
- 2 入札参加者は、熊本県競争契約入札心得、熊本県電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準及び

熊本県公共工事請負契約約款を遵守すること。

- 3 申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(別記様式 1)

(用紙 A 4)
年 月 日

競争参加資格確認申請書

熊本県警察本部長 大野 敬 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

下記の工事に係る競争参加資格について確認されたく、所定の書類を添えて申請します。

なお、入札公告に掲げられた条件を満たしていること並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日 ○年○月○日
- 2 工 事 番 号 令和○年度○○第○○○○号
工 事 名 ○○○○工事
- 3 工 事 場 所 ○○○○

問合せ先

部 署：○○支店○○部○○課

担当者名：

電話番号：

同種工事の施工実績調書

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発 注 機 関 名	〇〇県〇〇市
	工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
	受 注 形 態 等	単体／J V（出資比率： ）
工 事 概 要	工 事 内 容	〇〇〇〇、〇〇〇
	CORINS登 録	有 ・ 無

配置予定技術者の資格及び施工経験調書

会社名：

配置予定技術者の氏名		〇〇 〇〇
最 終 学 歴		〇〇大学 土木工学科 〇〇年卒業
法令による資格・免許		〇〇級〇〇施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格者証（有効期限日及び登録番号） 監理技術者講習修了証（修了年月日及び修了証番号） 10年以上の実務経験
工 事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発 注 機 関 名	〇〇県〇〇市
	工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	受 注 形 態 等	単体／JV（出資比率： %）
	従 事 役 職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他（ ）
工 事 概 要	工 種	〇〇〇〇
	工 事 内 容	〇〇式橋脚〇基 〇〇〇〇〇〇
	CORINS 登 録	有 ・ 無

(注：入札公告に示す施工経験が「なし」の場合は、「工事名称等」及び「工事概要」欄は記載不要)

(別記様式 3 - 2) (特例監理技術者の配置を認める場合)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

【工事名：〇〇工事】

(〇〇建設(株))

☐	特例監理技術者の配置を予定している。
☐	(1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
☐	(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
☐	(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
☐	(4) 同一の特例監理技術者が兼務できる工事は、当該工事を含め同時に2件までとすること。
☐	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、同一振興局管内、又は振興局を跨ぐ場合には工事箇所相互の間隔が10km程度の近接した工事であること(県内工事に限る)。
☐	(6) 単体企業で受注している工事であること。
☐	(7) 低入札価格調査基準価格未満で入札したことによる低入札価格調査対象工事でないこと。
☐	(8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
☐	(9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
☐	(10) 監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ明らかにすること。
☐	(11) 県発注工事と国及び県内の市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。
☐	(12) 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること。
☐	上記項目を全て満たしていること。

※レまたは■を記載すること

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみ提出(各要件を確認するための提出書類の添付は不要)とし、各要件を確認するための提出書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を併せて提出すること。

配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等調書

会社名：

申請時における他工事の従事状況等	工 事 名 称	〇〇〇〇
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
	従事役職・氏名	
	当該工事と重複する場合の対応措置	(例) 当該工事の現場施工に着手する日より前の平成〇〇年〇月〇日に完成検査が終了予定のため当該工事に従事可能
	CORINS 登 録	有 ・ 無
	備 考	

(注) 配置予定技術者が他の工事に従事している場合、「申請時における他工事の従事状況等」に従事しているすべての工事について記載し、その記載内容が確認できる契約書の写し等を併せて提出すること。

この部分は警察本部独自の項目であるため、様式誤りのないよう注意すること（提出時はこのコメントは削除すること。）。

(別記様式5)

(用紙A4)

役員及び株主（出資者）調査

会社名：

1 役員一覧

氏 名	氏名の読み	生年月日	性 別	役 名	他の建設業者の役員就任状況
〇〇 〇〇				代表取締役	なし
〇〇 〇〇				取締役	〇〇建設(株)（許可番号 熊本県知事第△△△△号）の取締役（非常勤）

2 株主（出資者）一覧

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額	他の建設業者の役員就任状況 又は建設業許可番号
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	5,000,000円	なし
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	3,000,000円	〇〇建設(株)（許可番号 熊本県知事第△△△△号）の取締役（非常勤）
(株)〇〇商事	〇〇市〇〇町〇〇	1,000,000円	なし
〇〇建設(株)	〇〇市〇〇町〇〇	1,000,000円	許可番号 熊本県知事第△△△△号
計		10,000,000円	

(注1) 株主（出資者）一覧には、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(注2) 「株主（出資者）名」の欄には、株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載すること。

(注3) 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「株」と、出資の価額を記載するときは「円」とその単位を必ず記載すること。

(注4) 役員に監査役は含まない。

(別記様式6)

年 月 日

熊本県警察本部長 大野 敬 様

住 所
名 称
代表者名

熊本県電子申請紙申請移行承認願

下記の電子入札案件について、競争参加資格確認申請書の提出を紙での提出に移行したいので、承認をお願いします。

記

1 案件名 _____

2 紙での提出に移行する理由

3 移行時期

- ・ 当初から
- ・ 手続きの途中から（電子申請で終了した手続きについて記入すること。）

上記について、承認します。

年 月 日

様

承認印